

【参考資料 FAQ（よくある質問集）】

参加者編

《事業の内容に関すること》

Q 1 どうして対象者が 65 歳以上の方なのですか？

A 1 本事業は、高齢者の社会参加と介護予防の推進を目的とした、介護保険を財源とする事業なので、65 歳以上の方が対象となります。

Q 2 いま 64 歳で、もうすぐ 65 歳になりますが、事業の対象となりますか？

A 2 「65 歳になる誕生日の前日」の活動から対象となります。

Q 3 ボランティア保険に加入する必要がありますか？

A 3 当該事業に参加登録された方が指定のボランティア活動を行う場合、市民総合賠償補償保険の対象となります。申込みは不要です。活動中にけが等をした際は、地域包括ケア推進課（電話 27-8574）に御連絡ください。

《登録やポイントに関すること》

Q 4 事業に参加する場合の登録は毎年必要になりますか

A 4 事業に参加する場合は毎年登録（事業参加申込書の記入）が必要になりますので、新しい年度になりましたら、各地区の地区保健福祉センター、地域包括ケア推進課、またはボランティアの受入施設で身分証明書を持参のうえお申込みください。なお登録番号についても毎年新たに付番します。

Q 5 ポイントの有効期限はありますか？次の年までポイントをためられますか？

A 5 令和 6 年度分のポイントの付与は、令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までで、商品の交換は令和 6 年 5 月 1 日～令和 7 年 4 月 15 日までとなっております。また、ポイントの有効期限は年度毎の取り扱いとなります。

Q 6 登録をする前に指定のボランティア活動を行った場合、遡ってポイントを押してもらえますか？

A 6 年度内（令和 6 年度であれば令和 6 年 4 月 1 日以降）の活動であれば、遡ってポイントの対象となります。ただし、前年度分の活動についてのポイント反映やポイント還元していない分の繰り越しはできません。

Q 7 ポイントカードを紛失してしまいました。再発行はできますか？

A 7 カードの再発行は可能ですが、原則それまで貯めたポイントは失効となります。紛失には十分ご注意ください。なお、紛失した場合には、地域包括ケア推進課、最寄りの地区保健福祉センターへお問い合わせください。

Q 8 複数の施設でボランティアをしても、ポイントの対象となりますか？

A 8 当該事業の指定をうけている施設でのボランティアであれば、ポイントの対象になります。ただし、1 日の上限は 2 ポイントまでとなります。また、年間の上限も 50 ポイントとなります。

Q 9 ボーナスポイントはどうすればもらえますか？

A 9 すでに当該事業に登録してボランティア活動をしている方が、知人や友人など新たにボランティア活動をする方を紹介し、その方が新規で登録申込みをすると、両者とも 2 ポイント付与されます。

なお、1年間のボーナスポイントの上限は6ポイントまでとなっています。

Q10 もともと還元商品が目的でボランティアをしていないのですが、ポイント分を誰かに譲ったり、寄付するようなことはできないのですか。

A10 ポイント還元商品の申請は、ボランティア活動をしてポイントを貯めた方のみとなります。

《ボランティア活動の内容に関すること》

Q11 施設のボランティアってどんなことをするの？

A11 入所者の方との交流や、レクリエーションや行事の補助、配膳や洗濯物たたみなどの簡単なお手伝いです。入所者に直接ふれる介護などは行いません。具体的な活動内容については、事前に施設と打合せをして決めていただくこととなります。

Q12 市内の施設ならどこでもボランティア活動しても良いのですか？

A12 市が指定した施設でのボランティア活動が、ポイントの対象となります。対象となる施設については、活動メニュー一覧表でご確認ください。

Q13 市が指定する施設ってどこですか？施設までの送迎はありますか？

A13 市がボランティアポイントの対象の施設として指定する施設は、別紙の一覧のとおりです。施設までの送迎は行っておりませんので、御自宅に近い施設での活動や知人との乗り合わせによる活動をお願いいたします。

Q14 数年前に体調を崩してから足が悪いのですが、私でもできるようなボランティア活動はありますか？

A14 足の負担がなく、座ってできるボランティアもあります。認知症カフェでの傾聴活動や施設等での洗濯物たたみや、特技を披露するなどのボランティアが考えられます。

Q15 以前からボランティアをしている施設が事業の対象となっていない。もっと活動対象を広げてもらえますか？

A15 ボランティア対象となる施設は、施設側のご理解とご協力をいただいたうえで市が指定しております。今後も事業の対象となる施設を対象に、募集を行っていく予定です。

Q16 はじめて施設でボランティアをしようと考えているけれど、不安でなかなか踏み出せません。

A16 すでに当該事業に参加している方からの紹介で、ボランティア活動に参加いただきますと、紹介した方、された方それぞれに2ポイントずつ付与される「ボーナスポイント」があります。すでに活動をしている知人の方などがいらっしゃった場合は、是非このボーナスポイントを活用してボランティア活動に参加してください。また、原則活動施設との調整はご本人で実施していただくこととなりますが、希望される場合は活動初回に限り活動を希望される施設との調整を地域包括ケア推進課で実施します。